

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

練馬区長

公表日

令和2年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に係る以下の事務を行う。</p> <p>① 社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ② 所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ③ 国民健康保険料の収納管理業務 ④ 医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ⑤ 申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求</p> <p>2 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を行う。</p> <p>① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格賦課ファイル (2) 国民健康保険収納管理情報ファイル (3) 国民健康保険給付管理ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 次に掲げる事務については、下記(1)から(4)までのとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第9条第1項および別表第一の30の項 (2) 番号法第9条第2項 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)24条 (4) 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項</p> <p>2 オンライン資格確認の準備業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 第9条第1項および別表第一の30の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 (3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 次に掲げる事務については、下記(1)、(2)のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第19条第7号および別表第二(別表第二の情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二の情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条, 第25条の2, 第26条</p> <p>2 オンライン資格確認の準備業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 国保年金課 / 収納課
②所属長の役職名	国保年金課長 / 収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部国保年金課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4551

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	国民健康保険事務において	国民健康保険に関する事務において	事後	全項目評価書と表現を統一
平成28年3月24日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	特定の個人を識別するために番号利用等に	特定の個人を識別するための番号の利用等に	事後	法律名称誤字脱字修正
平成29年5月21日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	その他の変更
平成29年5月21日	5 評価実施機関における担当部署②所属長	石原 清年	遠藤 裕子	事後	字句修正
平成29年5月21日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	その他の変更
平成29年5月21日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	その他の変更
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	その他の変更
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	その他の変更
平成30年10月31日	I 関連情報1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の変更
平成30年10月31日	I 関連情報3 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30項	1. 番号法第9条第1項および別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条 4. 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号、以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項	事後	法令等の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	I 関連情報4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1～5・17・26・27・30・33・39・42～45・58・62・80・87・93・106項	1. 番号法第19条第7号および別表第二（別表第二の情報提供の根拠） 1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・95・97・106・109・119の項 （別表第二の情報照会の根拠） 42・43・44・45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条	事後	法令等の追加
平成30年10月31日	I 関連情報5評価実施機関における担当部署①部署	区民部 国保年金課	区民部 国保年金課 / 収納課	事後	その他の変更
平成30年10月31日	I 関連情報5評価実施機関における担当部署②所属長	遠藤 裕子	国保年金課長 遠藤 裕子 / 収納課長 風間 康子	事後	その他の変更
平成30年10月31日	II しきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	その他の変更
平成30年10月31日	II しきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	その他の変更
令和2年6月25日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 遠藤 裕子 / 収納課長 風間 康子	国保年金課長 / 収納課長	事後	その他の変更
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	その他の変更
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	その他の変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	新規記載	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	2 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を行う。 ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更
令和2年9月30日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名 ③ システムの名称	(1)国民健康保険ファイル (2)収納管理情報ファイル (3)国民健康保険給付管理ファイル	(1)国民健康保険資格賦課ファイル (2)国民健康保険収納管理情報ファイル (3)国民健康保険給付管理ファイル	事後	字句修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項および別表第一の30の項</p> <p>2 番号法第9条第2項</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条</p> <p>4 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号、以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項</p>	<p>1 次に掲げる事務については、下記(1)から(4)までのとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第9条第1項および別表第一の30の項</p> <p>(2) 番号法第9条第2項</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)24条</p> <p>(4) 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項</p>	事前	その他の変更
令和2年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	追加	<p>2 オンライン資格確認の準備業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 第9条第1項および別表第一の30の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条</p> <p>(3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号および別表第二(別表第二の情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 119の項 (別表第二の情報照会の根拠)42, 43, 44, 45の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>1 次に掲げる事務については、下記(1)、(2)のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第19条第7号および別表第二(別表第二の情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 119の項 (別表第二の情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、 第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条</p>	事前	その他の変更
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	追加	<p>2 オンライン資格確認の準備業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>(2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の変更
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の変更